

総会

配布：一般

2013年10月8日

原文：英語

人権理事会

第24会期

議事日程議題4

理事会の注意を要求する人権状況

**24/22 シリア・アラブ共和国における人権および人道的状況の継続している深刻な悪化**

人権理事会は、

国際連合憲章に従って、

シリア・アラブ共和国に関する全ての従前の人権理事会諸決議を再確認し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対するその強い公約もまた再確認し、

人権状況の深刻な悪化および国際人道法に違反して、無差別若しくは故意に文民として文民を標的とすることを非難し、

シリア・アラブ共和国政府の独立国際調査委員会との協力が無いことも非難し、

国際連合およびアラブ連盟のシリア担当合同特別代表の努力を歓迎し、

1. シリア・アラブ共和国に関する調査委員会の報告書<sup>1</sup>を歓迎する。
2. シリア当局が、シリア・アラブ共和国全土への迅速、完全および拘束を受けない立ち入りを調査委員会に許与することによるものを含む、同委員会と十分に協力することを要求する。
3. シリア当局および協力関係にある民兵による、継続した甚だしい、組織的なそして広範な人権侵害および国際人道法のあらゆる違反、並びに反政府武装集団によるどんな人権侵害および国際人道法違反でも強く非難する。
4. そのような違反および侵害に対して責任を有する者が、責任を問われることを確保する必要性を強調し、そして国家に対し、現在および将来の説明責任を果たす努力を支援しまた可能にするための措置を講じることを奨励する。
5. ぞっとするような文民の犠牲者の原因となった、ゴータ地区における最も最近の大虐殺を含む、シリア・アラブ共和国における全ての大虐殺を強く非難する。
6. 重大な犯罪に等しくまた文民に対する破壊的な影響をもつ、国際法の下で禁止されている、シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用をまた強く非難する。
7. シリア・アラブ共和国における全ての集団に対し、報復および性的暴力を含む暴力を自制することを求め、また紛争の全ての当事者に対し、国際人道法違反および人権侵害を予防することを促す。
8. 悪化しつつある人道状況を憂慮し、そして国際社会に対し、責任分担の原則を強調しつつ、シリア難民の増えつつある人道的必要性に対応することを受け入れ国に可能とするため緊急の財政的支援を提供することを促す。
9. 国際連合と人道関係者の完全な、迅速なそして安全なアクセスを、シリア当局は助長し、そして紛争の他の全ての当事者は、邪魔しないことを要求し、そして全ての加盟国に対し国際連合

---

<sup>1</sup> A/HRC/24/46

のアピールに十分に資金を提供することを求める。

10. この問題に引き続き取り組むことを決定する。